



水保第1616号



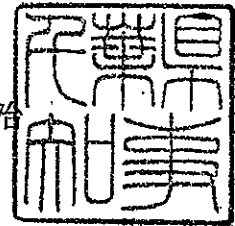
千葉県環境審議会 様

総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について（諮問）

水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）第4条の3の規定により総量削減計画を策定し、同法第4条の5の規定により総量規制基準を設定する必要があるため、下記のことについて諮問します。

平成28年10月12日

千葉県知事 鈴木 栄治



記

諮問

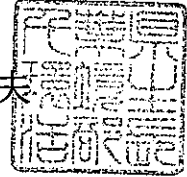
- 1 東京湾総量削減計画の策定について
- 2 東京湾総量規制基準の設定について



環 第 5 3 7 号  
千 環 審 第 3 1 号  
平成 2 8 年 1 0 月 1 7 日

千葉県環境審議会  
水環境部会長 近藤 昭彦 様

千葉県環境審議会  
会長 瀧 和 夫



審議事項の部会への付議について

平成 2 8 年 1 0 月 1 2 日 付 け 水 保 第 1 6 1 6 号 で 知 事 か ら 諮 問 の  
あ っ た 下 記 事 項 に つ い て 、 千 葉 県 環 境 審 議 会 運 営 規 程 第 5 条 の 規 定 に  
よ り 、 貴 部 会 に 付 議 し ま す の で よ ろ し く 御 審 議 願 い ま す 。

記

- 1 東京湾総量削減計画の策定について
- 2 東京湾総量規制基準の設定について